





合計 三二千圓

二一六

(4) 大藏省關係(大藏省大臣官房會計課調) 終戦時現在適正價格により評價算出した。

備品被害額(千圓)	機械運轉用品被害額(千圓)	その他	合計
專賣局、工場	四	五五一	
印刷局工場	二五三	四七九	
印刷局	五四	五四	
東京財務局	一、八〇〇	一、八〇〇	
合計	二五七	一、八五四	二、八八四

(5) 司法省關係(司法省大臣官房會計課調)

各地方に照會調査を行ひこれを求めた。評價は終戦時現在適正價格によつた。

豊多摩刑務所	一三千圓
富山	七七〇
高松	四二〇
長崎司法事務局	一七〇
東京	七七二〇
静岡地方檢察廳	二五五〇
合計	一、一八六〇

(6) 文部省關係(文部省調査局統計課調)

學校、圖書館、博物館、研究所等の所蔵財貨の被害額を夫々の「坪當所蔵財貨平均單價」に「被害面積」を乗じて算出した。この「坪當所蔵財貨平均單價」算定の基礎は左の如くである。

イ、中等學校及青年學校、小學校その他の學校の「坪當所蔵財貨平均單價」は昭和二〇年八月一五日現在地方廳よりの設備被害報告の集計結果による。

ロ、大學高等専門學校の「坪當所蔵財貨平均單價」は昭和二二年度設備復舊豫算要求の具體例により大破以上の罹災坪數當平均單價一、五七〇圓を基準として物價指數をもつて昭和二〇年八月現在に換算し更に右要求は差向必要な設備のみに限られているので被害額の五割に當るものとして逆算してこれを求めた。

ハ、大學附屬又は附置の研究所圖書館等は夫々大學に含む。學校の「坪當所蔵財貨平均單價」は左の如くである。

大學、高等専門學校(官公私立共)	三三〇圓
中等學校(公私立共)	二七〇圓
青年學校( )	一九〇圓
小學校(公立)	一九五圓
その他の學校(官公私立共)	一九〇圓
圖書館(公私立共、除圖書)	二七〇圓
博物館(公私立共)	三三〇圓
研究所(私立)	三三〇圓

一一七

上記方法により算出された官立諸學校の所藏財貨の被害額は左の如くである。

大學、高等専門學校 一二八、八四五千圓  
 その他の學校 一二、三七一〃  
 合計 一三二、二一六〃

(7) 農林省關係(農林省統計調査局總務課)

各地方に終戦時現在適正價格により評價した被害額を照會しこれにより得た額を合計して算出した。

林野局 七千三圓  
 十勝種畜牧場 九二〃  
 根釧種畜牧場大柴毛支場 二〃  
 家畜衛生試験場 一九五〃  
 蠶糸試験場 二八五〃  
 横濱生糸試験場 一九四〃  
 東京營林局 九一八〃  
 高知 六四〃  
 前橋 二、六六四〃  
 第一水産講習所 五五四〃  
 合計 五、〇四一〃

(8) 運輸省關係(運輸省海運總局調)

燈臺、霧信號所、無線方位信號所、氣象觀測所その他航路施設の所藏備品の被害を各地方に照會し終戦時現在價額二九五千圓(五二個)を得た。鐵道總局關係の備品等は「生産品等」の「官有」(3)の(1)に含まれてゐる。

(9) 逓信省關係(逓信省總務局總務課)

區分	被害額(千圓)	算出方法
郵便袋	三七、八四四	終戦時の適正價格により算出す。
郵配靴	一四、〇六一	〃
集配車	三、四四四	〃
自轉車	一、二六〇	代表局につき調査を行ひ「一人當り數量」
一般財貨	一九、〇七九	「價額」を算出し之を基礎に算出す。
電話	三九四	〃
電庫	一、四一四	〃
倉庫物品	三三、五一六	終戦時の調辨價額により算出す。
貯蓄金	九、六〇五	代表局につき調査を行ひ「一人當り數量」
保險	一、九九九	「價額」を算出し之を基礎に算出す。
電気試験所	四九九	〃
電氣講習所	三、〇九九	〃
無線講習所	七八六	〃
海底線工事	一、九五九	〃
逓信病院	三、四九五	〃

合計	103,580
----	---------

(10) 官内府關係(官内府長官\*房文書課調)

官内府所管建物所藏財貨は臺帳により調査した額である。但學習院及女子學習院の所藏財貨は臺帳焼失の爲推定被害額を計上した。即ち學習院については官内省所管から財団法人に移管の際届出の財産目録は全額の四五%程度と計上した爲本調査には從來の全財産の約五五%となるにつき推定計上した。

區分	數	量	被害額(千圓)
官内府建物			一九,九四三
特殊物品		九八,七〇八點	一一,二三〇
應用物品		一七,五〇三點	七,七一四
學習院		八一,二〇五點	一,七二六
應用物品		三三,四三〇點	一,三八六
圖書類		八,五〇〇冊	三四〇
女子學習院		一八,一七六點	一一,九二六
應用物品		一,〇〇〇冊	三〇〇
學習院小計		三〇,〇〇〇冊	一三,九五二
合計			三三,八九四

(11) 最高裁判所關係(最高裁判所事務局會計課調)

各地方に照會して終戦時被害額を求めた。

最高裁判所	二,〇〇〇(千圓)
東京高等裁判所	一三四
浦和地方裁判所	
青森	五
静岡	一,〇二〇
長崎	六九
新潟高等裁判所	七九一
合計	四,〇一九

(二) 公有

(1) 經濟安定本部關係(經濟安定本部總裁官房調査課調)

イ、公有一般

ここに「戦災公有一般建築物所藏財貨(家具家財)」とは公有の他項に含まれざるすべての公有所藏貨である被害額の算式は左の如くである。

$$(公有一般建築物所藏家具家財被害額) = (公有一般建築物被害額) \times k$$

尙kの値は

- (1) 事務所 七八% (昭和五年國富調査に於ける値をそのまま使用す)
- (2) 保安施設 七八% ( " " " " " )

- (3) 福利施設 三九% (1)項の二分の一と推定す)
  - (4) 衛生施設 三〇% (昭和五年國富調査に於ける値をそのまま使用す)
  - (5) 住宅 一〇〇% )
- 以上により公有一般の被害總額は左の如くである。

- (1) 事務所 七八、〇八八千圓
  - (2) 保安施設 一七、〇二五千圓
  - (3) 福利施設 八、一六〇千圓
  - (4) 衛生施設 七、一四〇千圓
  - (5) 住宅 一〇、二三七千圓
- 計 一二〇、六五〇千圓

ロ、港灣關係建物

イ項の(1)により算出し二、六九二千圓を得た。

ハ、その他(河川工専用及水道建物)

「官有」の(2)のハに準じて算出す。

- 河川工專建物 三五五千圓
  - 水道建物 三、〇六七千圓
- 計 三、四二二千圓

以上により經濟安定本部關係の合計は左の如くである。

イ 公有一般 一二〇、六五〇千圓

- ロ 港灣關係建物 二、六九二
  - ハ その他 三、四二二
- 合 計 一二六、七六四

(2) 文部省關係(文部省調査局統計課調)

公立學校、圖書館及博物館の所藏財貨の被害額を「官有」の(6)「文部省關係」の場合に準じて算出した。

- 大學、高等專門學校 八、三八七千圓
  - 中等學校 一一九、七五四
  - 青年學校 二二、五八九
  - 小學校 二七九、四一八
  - その他の學校 四、七三七
  - 圖書館(圖書を除く) 二、八〇六
  - 博物館 四八
- 合 計 四三八、七三九

(三) 私 有

(1) 經濟安定本部關係(經濟安定本部總裁官房調査課調)

イ、私有(一般)

ここに「戰災私有一般建築物所藏財貨(家具家財)」とは私有の他項に含まれざるすべての戰災私有一般財貨を云ひ、被害額は戰災私有一般建築物の項に於て使用した建築物種類別に従ひ「住居建築物にあ

つたもの」「商業建築物にあつたもの」「工場にあつたもの」「その他の建築物にあつたもの」に分類して算出した。尚「倉庫」については家具家財はなすものと見做した。

戦災私有家具家財の一般算式は左の如くである。

$$\text{家具家財被害額} = (\text{建物被害額}) \times k \quad k = \frac{\text{昭和五年調査に於ける家具家財額}}{\text{建物價額}}$$

(註) kは昭和五年以後相當上昇したものと考へられるが一方戦時中の家具家財の疎開により被害を免れたものも相當あると見込み、結局増減なきものと見做して昭和五年度の比率をそのまま使用した。

(1) 住居建築物にあつたもの

ここに「住居建築物」とは家屋税に於ける「住家」と「店舗」中の「住家併用店舗」とを加へたものを指す。

算式は左の如くである。

$$(\text{住居建築物の家具家財被害額}) = (\text{住居建築物被害額}) \times k_1$$

$$k_1 = \frac{\text{家具家財價額(昭和五年調査に於ける統計を使用す)}}{\text{建物價額}}$$

$$= \frac{\{(\text{商工業世帯数}) \times (\text{商工業世帯一世帯家具家財價額})\} + \{(\text{其他世帯数}) \times (\text{其他世帯一世帯家具家財價額})\}}{\{(\text{商工業世帯}) + (\text{其他の世帯の建物價額})\}}$$

$$\text{世帯一世帯家具家財價額}$$

(此のkの値は地方別に求めて地方別に乘じた。但し昭和五年調査に於ける地方別分類は本稿における分類と異なるため適宜に考慮した。尚此の際戦災の極めて少い縣は除外して地方別にkを求めた。)

(2) 商業建築物にあつたもの

ここに「商業建築物」とは家屋税法に於ける「店舗」中「住家併用店舗」を除いたものを指す。算定は次式によつた。

$$(\text{商業建築物の家具家財被害額}) = (\text{商業建築物被害額}) \times k_2$$

$$k_2 = \frac{\{(\text{一箇の会社の家具家財價額}) + (\text{商工業世帯の家具家財價額總額})\} + 2}{\{(\text{一箇の会社の建物價額}) + (\text{商工業世帯の建物價額總額})\}}$$

$$= (0.219 + 0.619) + 2 = 0.419$$

店舗には専用店舗、事務所、銀行、會社、娯樂遊興場、旅館等を含みその建物價額に對する家具家財の比率は昭和五年調査に於ても一定せず左の如くである。

$$\text{銀行} = \frac{3,650\text{円}}{25,832\text{円}} = 14.1\%$$

$$\text{會社} = \frac{6,789\text{円}}{30,953\text{円}} = 21.9\%$$

$$\text{劇場} = \frac{1,363\text{円}}{9,400\text{円}} = 14.5\%$$

$$\text{映画館} = \frac{2,374\text{円}}{8,438\text{円}} = 28.2\%$$

$$\text{娯樂場} = \frac{800\text{円}}{3,250\text{円}} = 9.2\%$$

家賃 = 4,500円 = 51.0%  
 家賃 = 8,825

尚この外に大きなものとして専用店舗（百貨店を含む）があり、東京都に於けるこれらの占める割合は次の如くである。（昭和十五年度末東京都統計年表）

銀行會社	6,430棟	41%
専用店舗	8,389棟	53%
娯樂場	882棟	6%

所謂専用店舗と會社等とは商業建築物中略半分づつを占めると考えられるから會社と商工業世帯の夫々の建築物に對する家具家財の比をとりその和を二分して求めた。

(3) 工場にまつたもの

(工場家具家財被害額) = (工場建築物被害額) × k<sub>3</sub>

$$k_3 = \frac{\text{工場家具家財價額}}{\text{工場建物價額}} = \frac{2,101}{8,584} = 24.5\%$$

(4) その他の建物にまつたもの

(その他の建物にあつた家具家財被害額) = (その他の建物被害額) × k<sub>4</sub>

$$k_4 = \frac{\text{(官公有家具家財價額)}}{\text{(官公有建物價額)}} = \frac{543,194 + 320,609}{887,546 + 1,223,305} = \frac{863,803}{2,110,850} = 40.9\%$$

以上により一般私有建築物所蔵財貨の被害總額は左の如くである。

一般私有家具家財被害額地方別建築物用途別内詳

區分	住居建築物 (千圓)	商業建築物 (千圓)	工場建築物 (千圓)	其他建築物 (千圓)	合計(千圓)	住居建築物の kの値(地方別%)
北海道	一六、四三五	三、五七	三、一〇一	一、一七	二四、二〇三	一四・八
東北道	六、一三六	六、四四	二、二二	九四	一五、〇〇	一〇・六
関東信越	二、三三、三三	八、三、六六	三、三、三三	三、三、三三	三、二五、七	九四・六
東海	四、三、三三	三、〇、七五	四、五、二五	一、五、〇〇	五、四、一三	一〇〇・八
近畿	六、〇、七、六九	二、〇、〇、三三	六、七、〇、〇	三、三、三三	八、九、二、三	六三・六
中国	一、〇、六、七	一、五、三、七	一、三、三、三	一、三、三三	一、九、八、一三	七五・三
四国	四、六、九四	五、三、五〇	六、一、四	八、一、一	一、九、一、七	一〇三・七
九州	二、三、二、九	一、〇、八、二	六、四、四	二、五、八	三、三、四、三	一一五・四
全	五、六、九四、六六	一、四、六、八八	四、五、五二	二、六、八〇	七、七、二、七〇	一〇七・〇

ロ、慈善團體

公有の(1)のイ(3)の方法に準じて算出す。

被害額 四、八三一千圓

ハ、日本赤十字社關係

赤十字病院診療所の二者については「官有」の(2)のロの方法により算出し、九、九五九千圓を得、日本赤十字社支部については「私有」の(1)のイ(1)によって算出し四四二千圓を得た。



これにより以上の合計は一〇、四〇一千圓である。  
以上経済安定本部關係の合計は次の如くである。

被害額(千円)

- イ 一般私有 七、七四三、九〇七
- ロ 慈善團體 四、八三一
- ハ 日本赤十字社 一〇、四〇一
- 合計 七、七五九、一三九

(2) 文部省關係(文部省調査局統計課調)

イ、私立學校研究所圖書館及博物館

「官有」の(6)「文部省關係」の場合に準じて被害額を算出した。

- 大學、高等專門學校 四一、三九五千圓
- 中等學校 五四、九〇六
- 青年學校 三二、七八一
- その他の學校 一、〇一〇
- 研究所 四一九
- 圖書館(圖書を除く) 一三五
- 博物館 一五〇
- 合計 一三〇、八九九

ロ、神社、寺院、教會

被害額は、中等程度の夫々の莊嚴調度等を昭和一〇年のカタログ等により推算し物價指數により二〇年八月現在に換算して算出された額を「施設所藏財貨平均評價額」としこれに夫々の「戦災施設」數を乗じこれを合算して求めた。

區分	戦災施設數	一施設所藏財貨平均評價額(円)	被害額(千円)
神社	一、三七四	一五、〇〇〇	二〇、六一〇
神道教會	二、五四〇	一二、〇〇〇	一八、四八〇
寺院	四、六〇九	四〇、〇〇〇	一八四、三六〇
キリスト教會	四四六	一九、〇〇〇	九、五八二
計	八、九六九	—	二二三、〇三二

以上文部省關係の合計は左の如くである。

- 學校、研究所等 一三〇、八九六千圓
- 神社寺院等 一三三、〇三二
- 合計 三六三、九二八

(3) 逓信省關係(逓信省總務局總務課調)

特定局の備品等の被害を代表局につき調査を行ひ「一人當數量」「價額」を求めこれを基礎に被害額を算出し總額二〇、一一一千圓を得た。

家具家財	官有		公有		私有		合計
	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	被害額(千円)	
總理廳	五、一三〇						五、一三〇
經濟安定本部	五六一、四八四		一二六、七六四	七、七五九	一三九八、四四七	三八七	三三二
内務省	三三二						
大藏省	二、八八四						二、八八四
司法部	一、一八六						一、一八六
文部省	一三一、二一六		四三八、七三九		三六三、九二八		九三三、八八三
農林省	五、〇四一						五、〇四一
運輸省	二九五						二九五
逓信省	一〇三、五八〇				二〇、一一一		一二三、六九一
宮内府	三三、八九四						三三、八九四
最高裁判所	四、〇一九						四、〇一九
合計	八四八、七六一	五六五、五〇三	三八、一四三	一七八九、五五七	四四二		

2. 生産品、仕掛品、資材、原料

先づ(一)官有(二)公有(三)私有の三種に分ち更にこれを

- (1) 生産者の手許にあつたもの
- (2) 倉庫中であつたもの
- (3) 商店内にあつたもの

(4) 輸送中であつたもの

(5) その他

(一) 官有の五者に分ち夫々の被害額を算出しこれを合計し總額を求めた。

- (1) 官有 生産者の手許にあつたもの

大藏省關係(大藏省大臣官房會計課調)

專賣局及印刷局工場にあつたものの被害を終戦時生産價格により評價算出した。

區分 被害額(千円)

葉煙草(專賣局)	五〇、一一六
製造煙草( )	八、三一一
煙草巻紙( )	三、一一七
鹽( )	六、四七三
樟腦( )	一、五三三
材料素品( )	四、四七五
材料素品(印刷局)	三、九九五
その他製品( )	二、一二五
合計	八〇、一四五

(2) 倉庫中にあつたもの

運輸省關係(運輸省海運總局調)